

第10章



被災市町の復興まちづくり支援

<空白>

(1) 支援の目的

東日本大震災で壊滅的な津波被害を受けた市町では、速やかな復興に向け復興計画の策定が進められたが、その根幹をなすまちづくり計画に基づき行われる具体的な復興事業の計画策定、事業実施等について支援を行うことにより、被災した市街地を活力に満ちた市街地として再生することを目的としている。

(2) 支援した対象市町

被災した沿岸部の7市7町

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町（仙台市を除く）

(3) これまでの取組み

①復興まちづくり計画策定に対する支援

被災市町では被災直後において、直面する震災

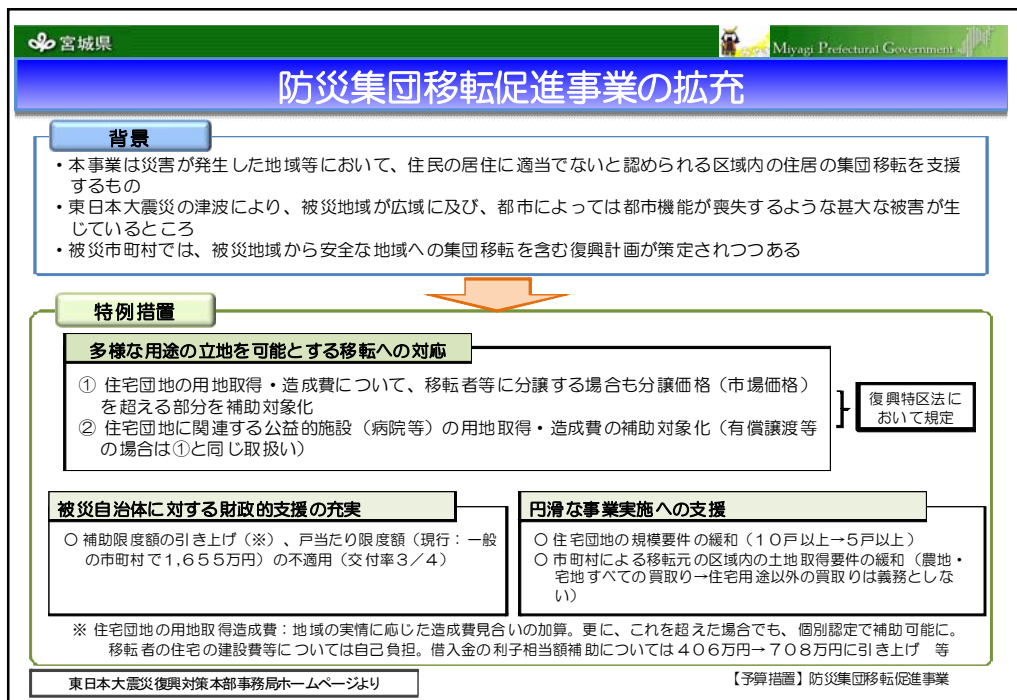
関連業務に忙殺され、復興まちづくり計画を検討するための余裕がなかったことから、被災市町が主体となって策定する復興まちづくり計画の検討が効率的に進められるように、県では、被災市町の立場に立ち、計画のたたき台を作成し、提示した。

②復興まちづくりのための財政措置等に関する国との調整

復興まちづくり計画のたたき台を基に、復興のために必要な事業費やその地元負担を算出して、復興まちづくりが「絵に描いた餅」にならないよう、地元負担を伴わない財政措置について国に要望を行ってきたところであり、第3次補正予算において以下のとおり防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業の制度拡充等が実現した。

・防災集団移転促進事業

戸当たり限度額の不適用、住宅団地の用地取得造成費の限度額引き上げ、住宅建設等助成費（利子補給）の増額等の制度拡充が行われた。これにより、造成単価が高額な三陸沿岸地域等における地元負担の軽減や、被災者の生活再建に向けた費用の軽減が図られ、集団移転が促進されることが期待される。



■ 国の第3次補正予算において措置された防災集団移転促進事業の制度拡充状況

・被災市街地復興土地区画整理事業

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画又は復興交付金事業計画に位置づけることにより、被災市街地復興推進地域の地域外でも、被災市街地復興土地区画整理事業の適用を受けるこ

とが可能となった。これにより、津波被害を受けた被災地から離れた安全な高台等に新たな市街地を開発する場合でも事業の対象となった。あわせて、防災上必要な土地の嵩上げ費用（津波防災整地費）が補助対象に追加された。

宮城県 Miyagi Prefectural Government

被災市街地復興土地区画整理事業の拡充

◆拡充内容

- 防災上必要な土地の高上げに対する補助の導入
防災上の必要があり計画人口密度が一定以上などの要件を満たした土地の高上げ費用（津波防災整備費）を国費算定対象経費に追加
- 地区要件の拡充
被災した地区以外であっても、復興整備計画又は復興交付金事業計画の区域に存する事業を対象に追加

東日本大震災復興対策本部事務局ホームページより一部抜粋

■ 国の第3次補正予算において措置された被災市街地復興土地区画整理事業の制度拡充状況

・津波復興拠点整備事業の創設

復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を緊急に整備できるよう市町の用地買収方式による宅地造成ができる制度が創設され

た。これにより、商業者や事業主に宅地を提供し、早期の建設投資を呼び込むことにより、市町全体の復興のスピードアップが図られることとなる。

宮城県 Miyagi Prefectural Government

津波復興拠点整備事業の創設

現状と課題

住宅、業務施設、公益的施設（学校・医療施設・官公庁施設等）等、都市機能全般に甚大な被害

特例措置

※津波防災地づくり法で創設
住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能に）

【予算措置】津波復興拠点整備事業（公共施設等整備、高上げ整地等）

＜整備手法の例＞

- 公共団体等 — 全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備
- 民間 — 公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施
— 公共団体から借地して、上物の整備を実施

東日本大震災復興対策本部事務局ホームページより

■ 国の第3次補正予算において新たに創設された津波復興拠点整備事業の概要

③被災市町に対する人的支援

被災市町では、都市計画等に精通した職員が少ないことから、組織体制の充実のため県職員を4町に7名、UR都市機構職員を4市4町に15名を派遣している。

④市町の震災復興会議等への参画

被災市町においては、学識経験者や住民の代表者が参加した震災復興会議等を設置して震災復興計画の検討が進められ、平成23年12月まで全市町村で計画策定を終えている。県においては、部次長（技術担当）等が会議委員やアドバイザーとして参画するなどして技術的な助言を行ってきたところである。

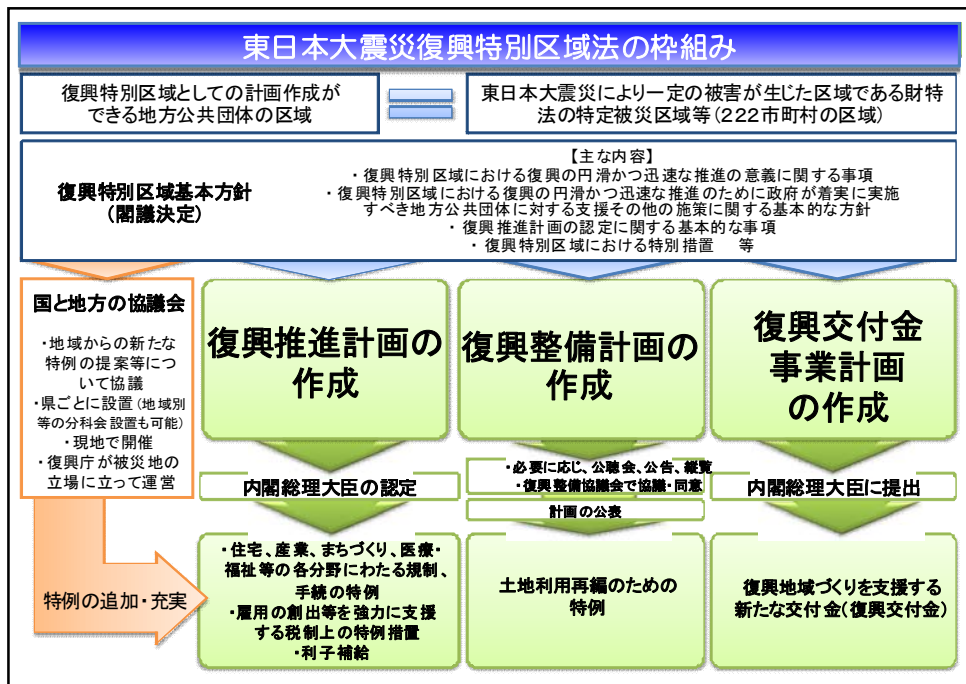
(4) これからの取組み

①復興交付金事業計画の作成等に係る支援

被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の実施に向けて、遅滞なく復興交付金の交付が受けられるよう、復興交付金事業計画の作成等についての支援を行っている。平成24年1月に第1回の計画提出を行ったところであり、現在は4月上旬に予定している第2回の提出に向けて取り組んでいる。

②復興整備計画の作成等に係る支援

事業の円滑な実施のため、東日本大震災復興特別区域に基づき許認可手続きや事業制度等の特例措置を受けるための復興整備計画の作成等についての支援を行っている。平成24年2月に14市町において復興整備協議会が設立され、5市町（石巻市、女川町、名取市、岩沼市、山元町）で復興整備計画が策定され、3月末に公表されたところである。



■ 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

③被災市町における事業執行体制の検討、国との協働

復興まちづくりに係る事業実施の本格化に伴い、被災市町においては事業規模、箇所数等から、相当数の人員派遣や体制の強化が求められる。

国からは、まちづくり事業支援として約68名の人員の派遣の確保が示されたが、まだ十分とはいえないため、県では、UR都市機構や建設コンサルタント等への業務委託を検討しているところであり、行政と住民の橋渡しができる専門家を含めた更なる人員派遣や、民間委託した場合の業務経費への復興交付金の活用について国と協議を行っている。

④津波避難計画の策定支援

宮城県震災復興計画では、大津波から人命を守るため、海岸保全施設や多重防御施設の整備などのハード整備と併せて、避難計画等の策定等ソフト対策にも取り組むこととしている。

県においては、新たに制定された津波防災地域づくり法の趣旨を踏まえながら、国が行った避難の実態調査結果等を活用するなど、国と連携を図りながら「津波避難のための施設整備指針」を作成したところであり、今後各市町が震災復興計画等の中で検討している避難計画の策定を支援していく。具体的には、避難場所や津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等について各市町におい

て統一した基準等に基づき津波避難計画を策定できるように、また、都市防災総合推進事業の活用

より、計画に位置づけられた津波対策に係る施設整備を早期に推進できるよう指導、助言を行う。

津波避難のための施設整備指針

～避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインについて～

はじめに

(1) 目的

津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項等について整理し、指針としてとりまとめたもの。

(2) 位置づけ

国の動きや、既存の宮城県津波対策ガイドライン等における津波避難計画の要素を取り入れながら、復興に向けたまちづくりにおける避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインの検討に用いることを想定。

(3) 基本的考え方

- 宮城県津波対策ガイドラインより必要な項目を引用し、内容を見直す形でとりまとめています。
- 「何としても人命を守る」考え方で、情報提供や啓発などを組み合わせることを前提としています。
- 再び最大クラスの津波が発生した際の確実な避難を長期に渡って持続できるような視点に立っています。
- 悪条件下で最大クラスの津波が発生することを想定します。
- 人工物や予測には限界があることを認識した上で、できる限り安全側となるような配慮を必要とします。
- それぞれに異なる地域の実状を踏まえ、本指針から適宜必要な項目を適用していくことを想定しています。
- 地震発生から津波終息までの間、津波から住民等の生命や身体の安全を確保するための避難を対象とします。

(4) 検討の流れ

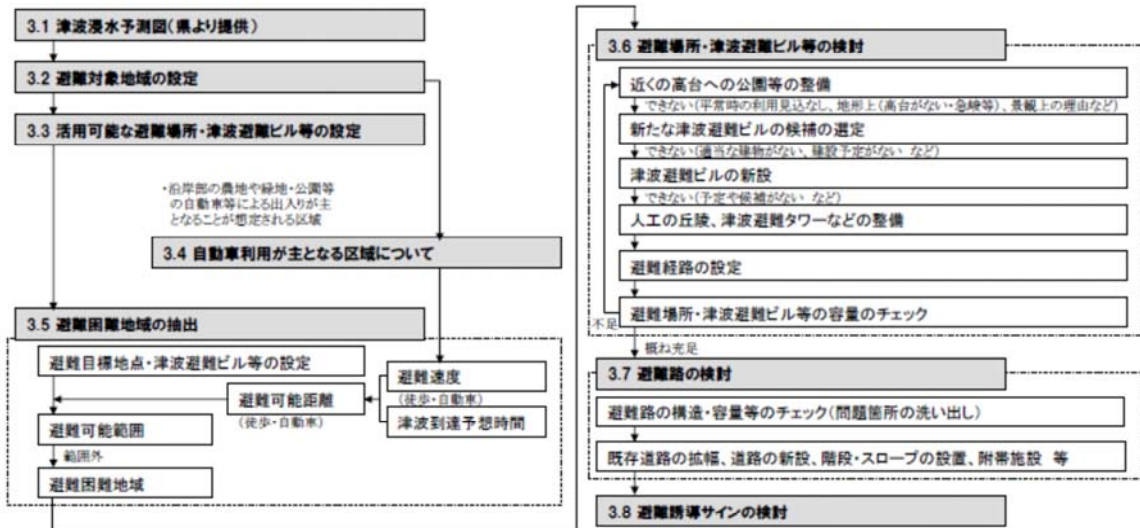
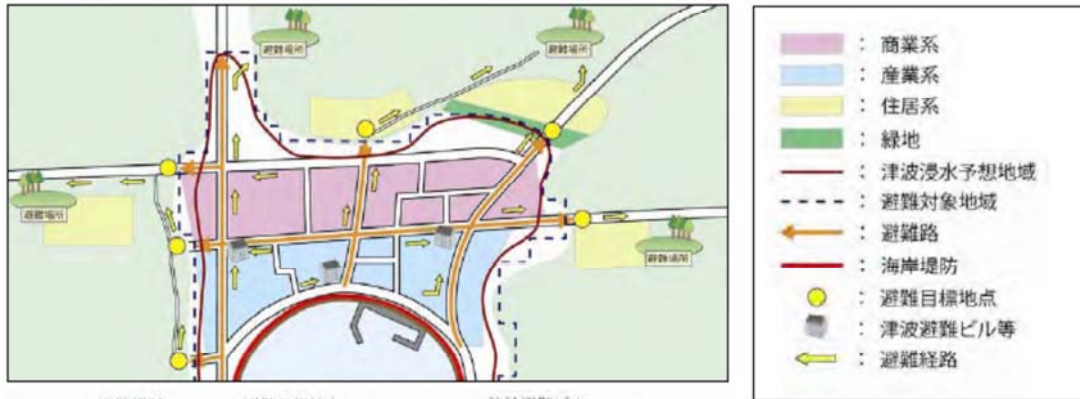


図 検討の流れ

■検討結果のイメージ（リアス部／牡鹿半島以北）

■検討イメージ

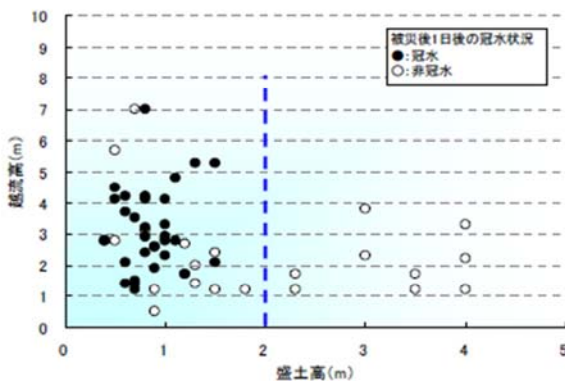
① 検討イメージ(リアス部／牡鹿半島以北)



■二次避難路・救出路の検討

◆ 盛土高について

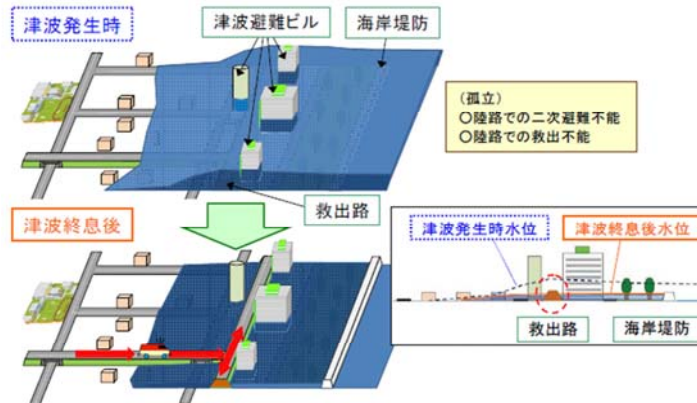
- ・ 今次津波の浸水区域内で海岸線を並行する主要道路において、災害時に緊急交通路の通行確保が必要とされる被災1日後の状態として、盛土高2m以上の区間においては、冠水が概ね解消される傾向が見られた。
- ・ このため、早期の通行確保が必要な避難路・救出路は、**2m以上の盛土構造とすることが望ましい**。(1日後に冠水解消した盛土高の下限値2mに地形条件や余裕高を考慮)



- 対象路線
 - ・塩釜互理線
 - ・市道空港三軒茶屋線
 - ・相馬互理線
 - ・石巻工業港矢本線
- 冠水状況確認方法
 - ・H23.3.12 14:00 前後の航空写真の目視による
- 盛土高確認方法
 - ・現地調査結果

◆道路ネットワークの確保について

- ・ 内閣府の調査によると、避難した地域や建物について、「その場所から移動できなかった(38%)」「救助がくるまでに時間がかかった(19%)」というような問題が指摘されている。
- ・ 人命救助及び津波避難ビル等の孤立回避のため、内陸部や浸水区域外の避難場所と浸水区域内の津波避難ビル等が、早期に通行可能なネットワークとして結ばれていることが望ましい。



▲二次避難・救出路に求められる道路ネットワークイメージ

■避難誘導サインの検討
■避難・誘導標識のシステム（必要アイテム）

事前教育（数十年）

学習系サイン1
「津波の危険性」の掲示

「津波の危険性やその地域の被害の歴史情報」の掲示

- 津波注意警告サイン
- 津波注意啓発サイン
- 避難場所案内サイン
- ハザードマップサイン
- 津波知能学習サイン
- 津波碑モニュメントサイン
- わすれないしくみ（過去の津波来襲波高）

学習系サイン2
「避難場所・避難方向」の掲示

「津波避難場所/津波避難ビル/安全な高さ/避難方向（経路）」の掲示

- 1.津波避難場所
- 2.津波避難ビル

- 避難場所の記名サイン
- 避難場の方向・誘導サイン
- わすれないしくみ（安全地域の確認サイン）

緊急情報系サイン
「津波発生」を知らせる

「津波の発生を知る」ための緊急情報を発信する

- ハンザマスト（非常用拡声器）
- 道路標識型 注意・警報サイン
- 感じる
- 情報受信・端末
 - 防災無線
 - テレビ
 - ラジオ
 - 放送
 - 携帯電話/タブレット/PC
 - フォックス

② 最小サイズ 縦型

(5)まちづくり計画の策定等支援の経緯

<平成23年>

- 4月 1日 都市計画課内に「復興まちづくり推進チーム」を設置
- 4月上・中旬 「復興まちづくり計画（原案）」作成
- 4月11日～21日 第1回各市町ヒアリング（素案提示）
- 4月28日 第1回復興まちづくり検討会*
- 5月16日～19日 第2回各市町ヒアリング，国土交通省直轄調査説明
- 7月 1日 復興まちづくり推進室を設置
- 7月13日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町村連絡会議）
- 7月20日 第2回復興まちづくり検討会*
- 8月23日～26日 復興まちづくり計画に係る各市町及び県関係課との打合せ会
- 10月13日，14日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町個別ヒアリング）
- 10月28日 東日本大震災復興特別措置法（案）の閣議決定
- 11月11日～16日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町個別ヒアリング）
- 12月 7日 東日本大震災復興特別措置法の成立
- 12月14日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町村連絡会議）
- 12月22日 第1回国土交通省都市局所管事業に係る勉強会

<平成24年>

- 1月23日 第2回国土交通省都市局所管事業に係る勉強会
- 1月31日 各市町第1回復興交付金事業計画の提出

- 2月 9日～15日 復興関連事業（区画整理事業・防災集団移転促進事業）に関する打合せ会
- 2月17日 宮城県復興整備協議会の設置
- 2月17日 復興整備協議会の開催（石巻市，女川町，名取市，岩沼市，山元町）
- 3月 2日 第1回復興交付金交付可能額通知
- 3月23日 復興整備協議会の開催（石巻市，岩沼市）＜集団移転促進事業の決定は全国初＞
- 3月26日 「津波避難のための施設整備指針」の策定（津波対策連絡協議会による承認）
- 3月30日 復興整備計画の公表（石巻市，女川町，名取市，岩沼市，山元町）

※「復興まちづくり検討会」の実施体制
部次長（技術担当）を筆頭に都市計画課，建築宅地課，空港臨空地域課，住宅課，道路課，下水道課，

港湾課及び復興まちづくり推進室で構成。アドバイザーとして7名の外部有識者を指名。



■ 復興まちづくり検討会における検討状況



■ 復興まちづくり計画に関する調整会議における検討状況



各市町の震災復興計画の概要

平成23年12月末日 現在

沿岸の15市町全てで策定を完了し、議会への報告又は議決済みである。内陸では白石市、角田市、登米市、大崎市の4市で策定を完了している。

市町名	検討組織	実施方針若しくは骨子	計画期間	策定予定時期
気仙沼市	気仙沼市震災復興会議	◆復興の目標 ①津波死ゼロのまちづくり ②早期の産業復活と雇用の確保 ③職住復活と生活復興 ④持続発展可能な産業の再構築 ⑤スローでスマートなまちとくらし ⑥地域に笑顔溢れるまちづくり	H23～H32【10年間】 (H23～H27集中復興期間)	9/30 復興計画(案)が最終答申 10/7 議会で議決し計画策定
南三陸町	南三陸町震災復興計画策定会議	◆復興の基本理念 「自然・ひと・なりわいの紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興 ◆復興目標 ①安心して暮らし続けられるまちづくり ②自然と共生するまちづくり ③なりわいと賑わいのまちづくり	H23～H32【10年間】 復旧期 ～H25(3年間) 再生期 H24～H29(6年間) 発展期 H26～H32(7年間)	9/18 復興計画(素案)が最終答申 12月26日策定
女川町	女川町復興計画策定委員会	◆基本目標 「とりもどそう 笑顔あふれる 女川町」 ◆復興方針 ①安心・安全なまちづくり<防災> ②港町産業の再生と発展<産業> ③住みよいまちづくり<住環境> ④心身ともに健康なまちづくり<保健・医療・福祉> ⑤心豊かなまちづくり<人材育成>	H23～H30【8年間】 復旧期 ～H24(2年間) 基盤整備期 ～H27(3年間) 本格復興期 ～H30(3年間)	8/10 復興計画(案)が最終答申 9/15 議会で議決し計画策定
石巻市	石巻市震災復興ビジョン「有識者懇談会」	◆基本理念 ①災害に強いまちづくり ②産業・経済の再生 ③絆と協働による共鳴社会づくり	H23～H32【10年間】 復旧期 H23～H25(3年間) 再生期 H26～H29(4年間) 発展期 H30～H32(3年間)	12/22 議会で議決し計画策定
東松島市	東松島市復興まちづくり計画有識者委員会	◆基本方針 ①防災・減災による災害に強いまちづくり ②支え合って安心して暮らせるまちづくり ③生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり ④持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり	H23～H32【10年間】 復旧・復興期 ～H27(5年間) 発展期 ～H32(5年間)	9/16 骨子案を議員全員説明会で中間報告 12/26 議会で議決し計画策定
松島町	松島町震災復興会議	◆復興政策の目標 ①安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり(都市基盤の復興) ②町民の命と生活を守る防災まちづくり(生活の復興) ③東北・宮城を牽引する観光・産業のまちづくり(観光・産業の復興)	H23～H27【5年間】	12/28月計画策定
七ヶ浜町	震災復興アドバイザー委託	◆重点項目 ①自然と共存するなほり強いVサード ②町の文化を継承する美しい景観や街並み ③未来につながる子どもたちの豊かな環境 ④地域コミュニティの再生と展開 ⑤本町の特色を生かした産業の活性化	H23～H32【10年間】 復旧期 ～H25(3年間) 更正期 ～H27(5年間) 発展期 ～H32(10年間)	11/8 前期(H23～27)計画策定 11/14 議会に報告
多賀城市	多賀城市復興検討委員会	◆復興構想イメージ ①安心して住み続けられる居住の確保 ②産業の再興と新たな雇用の創出 ③多重防衛による安全・安心の確保 ④震災経験の伝承と世界への発信	H23～H32【10年間】 復旧期 ～H25(3年間) 更正期 ～H29(4年間) 発展期 ～H32(3年間)	10/26 第5回委員会を開催 議会特別委員会に報告し 12/21 計画策定
塩竈市	塩竈市復興計画検討委員会	◆基本的な方針 ①住まいと暮らしの再建 ②安全な地域づくり ③産業・経済の復興 ④浦戸地区の復興	H23～H32【10年間】 早期復興 ～H27(5年間) 長期復興 ～H32(10年間)	12/2 計画策定
利府町	利府町震災復興計画策定委員会	◆復旧・復興の方向性 ①生活基盤の再建と都市構造の再構築 ②産業・経済活動の再構築と発展 ③安全・安心なまちづくりの再構築	H23～H28【6年間】 復旧・再生期～H25(3年間) 発展期～H28(3年間)	12/26 計画策定
仙台市	仙台市震災復興検討会議	◆復興の方向性 ①減災を基本とする防災の再構築 ②エネルギー課題等への対応 ③自助・自立と協働・支え合いによる復興 ④東北復興の力となる経済・都市活力の創造	H23～H27【5年間】 復旧・再生期～H25(約3年間) 発展・創出期 H25～H27	9/22 中間案を公表 11/14 第6回会議で最終案を審議 11/30 臨時議会で議決
名取市	名取市新たな未来会議	◆復興の目標 ①互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし ②地域資源と仙台空港を生かして集積・連携する産業 ③多様な世代が未来を感じて、安心して暮らせるまち	H23～H29【7年間】 再生期 展開期 発展期	8/23 提言書を市長報告 10/11 議会で議決し計画策定
岩沼市	岩沼市震災復興会議	◆基本理念 ①チーム岩沼 オール岩沼 オールジャパン ②歴史を大切に安全・安心な市づくり ③岩沼の個性、特色を活かした産業の再構築 ④時代を先取りした先進的復興モデル	H23～H29【7年間】 復旧期 H23～25 復興期 H24～27 発展期 H25～29	8/7 答申 (震災復興計画グランドデザインの提言) 8/7 計画策定 (議会報告済)
亘理町	亘理町震災復興会議	◆基本理念 安全・安心・元気のあるまち 亘理 ～亘理らしさを守り、生かした町民が主役の復興まちづくり～ ◆基本方針 ①「安全」と「安心」を確保するまちづくり ②「暮らしやすさ」と「亘理らしさ」があふれるまちづくり ③「なりわい」と「こぎわい」のまちづくり	H23～H32【10年間】 復旧期 H23～25 再生期 H23～27 発展期 H26～32	12/14 議会で議決 12/16 計画策定
山元町	山元町震災復興有識者会議	◆基本理念 ①災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり ②だれもが住みたくするようなまちづくり ③つながりを大切にするまちづくり	H23～H32【10年間】 復旧期 H23～25 再生期 H25～28 発展期 H28～30	8/28 最終の有識者会議に土地利用構想案を提示 12月議会で承認を得て 12/26 計画策定